

「酒類の地理的表示として山梨（清酒）を指定する件（案）」に対する意見募集について

国税庁では、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和 28 年法律第 7 号）第 86 条の 6 第 1 項の規定に基づき定めた「酒類の地理的表示に関する表示基準」（平成 27 年 10 月国税庁告示第 19 号。以下「表示基準」という。）第 2 項の規定に基づき、別添の地理的表示を指定することとしておりますので、表示基準第 7 項の規定に基づき指定することについての御意見を求めます。

御意見（日本語に限ります。）がありましたら、令和 3 年 4 月 6 日（火）（必着）までに、郵便等、F A X 又はインターネットにより下記までお寄せください。

御意見には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表をさせていただく場合がありますので御了承ください。

なお、電話での御意見には応じかねます。

おって、御意見に対し、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【御意見の送付先】

- 郵便等による場合

〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1
国税庁 課税部酒税課 地理的表示係

- F A X による場合

F A X 番号：03-3581-4182

- インターネットによる場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）

【お問合せ先】

- 国税庁 課税部酒税課 地理的表示係

T E L：03-3581-4161（内線 3439）